

【アメリカ】大学等におけるセクシャル・ハラスメント苦情処理規則

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年5月19日、連邦補助金を受ける大学等の教育機関に対し、教育に関するプログラム又は活動におけるセクシャル・ハラスメントの苦情処理を行わせるための施行規則が制定された。

1 これまでの経緯

米国では、1972年に、連邦補助金を受ける大学等¹の教育機関に対し、教育に関するプログラム又は活動（以下「教育プログラム等」）において性差別を禁止する教育改正法²第9編が制定された。この法律の施行規則³は1975年に出されたが、これを含め、以降の数十年間、教育省は、性差別の一形態としてのセクシャル・ハラスメントに取り組むことはなかった。最初にこれに取り組んだのは1997年指針⁴であり、これを改正する2001年指針⁵を経て、オバマ（Barack Obama）前政権は、教育改正法第9編の施行を、法的拘束力のない2011年指針⁶及び2014年版Q&A⁷により行った。トランプ（Donald J. Trump）政権は、2017年9月22日にこの両者を廃止し、暫定的に2017年版Q&A⁸を定めた上で、2018年11月29日に施行規則改正案⁹を公表し、2020年5月19日に最終規則（施行規則）¹⁰を定めた（同年8月14日施行）。これは、大学等によるセクシャル・ハラスメントの苦情処理のための初めての法的拘束力のある規則である。

2 施行規則の概要

(1) 第9編コーディネータの指名等（連邦規則集第34編（以下略）第106.8条）

大学等は、連邦規則集第34編第106部による性差別禁止の責務を果たすために「第9編コーディネータ」（以下「コーディネータ」）を最低1人指名し、入学申請者、在学生等に、この氏名、肩書、事務所住所、電子メールアドレス及び電話番号を通知する。大学等は、この部が禁止する行為に関する学生、職員等の苦情につき、迅速・公平な解決を供し、及び第106.30条（後掲）に定める公式の苦情のために第106.45条（後掲）に従う申立手続を採択・公表する。

(2) 宗教組織により統制される教育機関の適用除外（第106.12条）

宗教組織により統制される教育機関は、連邦規則集第34編第106部の適用除外とすることができる。適用除外を求める機関は、この部のどの規定が宗教組織の教義と抵触するかを特定する書面を、機関の代表者により提出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 「大学等」に含まれる初等中等教育機関には、大学と異なる様々な特例が定められているが、本稿では省略した。

² Education Amendments of 1972, P.L.92-318.

³ 40 Fed. Reg. 24148 (June 4, 1975).

⁴ 62 Fed. Reg. 12034 (Mar. 13, 1997).

⁵ Dep't. of Education, Office for Civil Rights, *Revised Guidance on Sexual Harassment: Harassment of Students by School Employees, Other Students, or Third Parties* (Jan. 19, 2001).

⁶ Dep't. of Education, Office for Civil Rights, *Dear Colleague Letter: Sexual Violence* (Apr. 4, 2011).

⁷ Dep't. of Education, Office for Civil Rights, *Question and Answers on Title IX and Sexual Violence* (Apr. 29, 2014).

⁸ Dep't. of Education, Office for Civil Rights, *Q&A on Campus Sexual Misconduct* (Sep. 22, 2017).

⁹ 83 Fed. Reg. 61462 (Nov. 29, 2018). 中川かおり「【アメリカ】学校におけるセクシャル・ハラスメント防止規則案」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, p.29. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239716_po_02780213.pdf?contentNo=1>

¹⁰ Dep't. of Education, Office for Civil Rights, *Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance*, 85 Fed. Reg. 30026 (May 19, 2020). この規則に対しては、被害者支援団体、18名の法務総裁等により提起された複数の訴訟が係属中である。

(3) 用語の定義（第 106.30 条）

「現実の認識」とは、セクシャル・ハラスメントの通知を受けたコーディネータ等の認識をいう。「苦情申立人」とは、セクシャル・ハラスメントの被害者で、「被申立人」とは加害者である。「公式の苦情」とは、被申立人に対してセクシャル・ハラスメントを主張し、大学等に調査を求めて苦情申立人が提出する文書又はコーディネータが署名する文書をいう。苦情申立人は、苦情の提出時点で、教育プログラム等に参加していなければならない。公式の苦情は、コーディネータに直面、郵送又は電子メールで提出される。「セクシャル・ハラスメント」とは、①歓迎されない行為を、大学等からの支援、給付等の条件にする職員の行為、②合理的な人が、重大で、広範で、及び客観的に侵害的であると判断する歓迎されない行為、③合衆国法典に規定する「性的虐待」、「デート暴力」、「家庭内暴力」、「ストーキング」に当たる行為等の1以上を満たす性的行為をいう。「支援措置」とは、公式の苦情の有無にかかわらず、被害者に教育プログラム等へのアクセスを回復させる等のために大学等が講ずる措置をいい、カウンセリング、寮の部屋・クラスの変更等が含まれる。

(4) セクシャル・ハラスメントへの大学等の対処（第 106.44 条）

教育プログラム等におけるセクシャル・ハラスメントにつき、現実の認識を得た大学等は、故意に無関心ではない方法で迅速に対応する。「故意に無関心」とは、判明する状況から、セクシャル・ハラスメントへの対応が明白に非合理的である場合をいう。教育プログラム等には、大学等により公認される学生組織により所有される建物等におけるものを含む。大学等は、セクシャル・ハラスメントにより学生の身体的安全等に差し迫った脅威がある場合等に、被申立人を教育プログラム等から、緊急に排除することができる。

(5) セクシャル・ハラスメントの公式の苦情の申立手続（第 106.45 条）

申立手続に従うことで、苦情申立人に学校への教育等への平等なアクセスを回復し、被申立人を処罰する前に、両者の平等な取扱いを担保する。被申立人は、責任の判断が下されるまでは、主張される行為に責任を有しないと推定される。苦情申立手続を迅速に進めるために、日程管理を行う。大学等は、責任の判断に、証拠の優越¹¹又は明白で確実な証拠¹²のいずれかの証拠基準を選択できるが、教員を含む職員に対する申立てと学生に対する申立てとで同じ証拠基準を用いなければならない。公式の苦情において、主張される行為が証明されたとしても、第 106.30 条に定めるセクシャル・ハラスメントを構成しない場合等には、苦情は棄却される。証拠収集責任は大学等にあり、当事者にはない。当事者は、弁護士、助言者等を手続に同席させることができる。大学は、手続においてライブの聴聞を行う。ただし、各当事者が別室にいながら、機器等により聴聞を視聴可能にする方式の採用は認められる。聴聞における反対尋問は、当事者の助言者等により、直接に、口頭で、及びリアルタイムで行われるが、当事者自身が行うことはできない。責任の判断者は、コーディネータ及び調査官とは別人でなければならない。苦情申立人の性的経験等についての質問は、原則として禁止される¹³。

¹¹ ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。田中英夫ほか『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.658。

¹² 民事訴訟では、事実の証明は、一般に証拠の優越の程度になされる必要があるが、例外的にそれより高度の証明を必要とされる場合に、その証明の程度をいう。同上、p.151。

¹³ 反対すべき合理的理由なく、他人との以前の性行為等について告訴人に対して交互尋問する機会を認めないことにより、被害者のトラウマを防止することを目的とする。ほとんどの州法に規定がある。ヨシユア・ドレスラー『アメリカ刑法』レクシスネクシス・ジャパン、2008、pp.880-881。